

東大和市行政不服審査会条例

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、東大和市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、委員3人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(臨時委員)

第4条 審査会に、特別の事項を審査させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項の審査期間とする。
- 4 前条第4項の規定は、臨時委員に準用する。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、その選出方法は、委員の互選による。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 審査会の権限に属する軽易な事項でその議決により特に指定したものは、会長において専決することができる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決

し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部改正)

2 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例(昭和52年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表行政改革推進委員会委員の項の次に次のように加える。

行政不服審査会委員	日額 9,000円	
-----------	-----------	--

東大和市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第30条 附属機関等の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- （1）法令等に特別の定めがある場合
- （2）非公開情報に該当する事項を審議する場合
- （3）会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認める場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

2 前項に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、規則で定める。

東大和市附属機関等の会議の公開に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東大和市情報公開条例（平成15年条例第22号。以下「条例」という。）第30条第2項の規定に基づき、附属機関等（条例第28条第1項第3号に規定する附属機関等をいう。以下同じ。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

(公開の方法)

第2条 附属機関等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

(傍聴者の定員等)

第3条 前条の場合において、附属機関等は、傍聴を認める者の定員を定めるものとする。

2 附属機関等の会議の傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順により傍聴を認めるものとする。ただし、附属機関等が必要と認めるときは、抽選によることができる。

3 附属機関等は、会議の公開に当たって、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

(非公開の決定)

第4条 附属機関等は、条例第30条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、会議の全部又は一部の非公開を決定することができる。

(開催の事前公表)

第5条 附属機関等は、会議を開催するときは、あらかじめ次に掲げる事項を東大和市広報等により公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催するときは、この限りでない。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開の別
- (6) 傍聴者の定員（会議の全部を非公開とする場合を除く。）
- (7) 傍聴の申込方法（会議の全部を非公開とする場合を除く。）
- (8) その他附属機関等が必要と認める事項

(会議資料の提供)

第6条 附属機関等の会議が公開されるときは、傍聴者に会議資料を配布するものとする。ただし、多色刷り資料、図面、地図、写真、報告書等で複写又は複製が困難なものについては、会場に備え、傍聴者の閲覧に供するものとする。

(会議録等の作成)

第7条 附属機関等は、会議を開催したときは、当該会議の会議録、会議要録その他記録(以下「会議録等」という。)を作成しなければならない。

2 前項に規定する会議録等には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者氏名
- (5) 議題
- (6) 公開・非公開の別
- (7) 非公開とした理由(会議を公開とした場合を除く。)
- (8) 傍聴者数(会議の全部を非公開とした場合を除く。)
- (9) 発言の内容(会議要録にあつては発言の要旨とし、その他記録にあつては会議の要旨とする。)
- (10) その他附属機関等が必要と認める事項
(会議録等の写しの閲覧)

第8条 附属機関等の会議の会議録等は、東大和市情報公開条例施行規則(平成15年規則第36号)第15条第3項の規定により、その写しを閲覧に供するものとする。

(公開の状況報告等)

第9条 附属機関等は、毎年1回、会議の公開の状況について、会議の公開の状況に関する報告書(別記様式)により市長に報告するものとする。

2 市長は、毎年1回、前項の規定による報告をとりまとめ、これを公表するものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年1月1日から施行する。